

公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓 揖屋・安来地区入植促進農地貸付事業実施要領

(趣旨)

第1条 中海干拓揖屋・安来地区は、地域農業の担い手である認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）」第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）等が規模拡大し、キャベツやいちごに代表される野菜、花き等の生産団地が形成されつつある。

また、両地区は、新たに農業に取り組もうとするU I Jターン者らが研修、就農する場として注目されており、干拓地を農業振興の拠点として維持発展させる必要がある。

このため、干拓地への入植・増反を希望する認定農業者や新規就農者等（新規学卒者、U I Jターン者、離職就農者、農業後継者をいう。以下同じ。）に当該農地を長期間に亘り貸し付ける（以下「長期貸付」という。）ことにより経営開始時の負担を軽減し、干拓農業の確固たる担い手として育成するものである。

(事業の実施期間)

第2条 この事業の借入申込みの期間は、平成24年度から令和10年度までとする。

(事業の対象者)

第3条 貸付けの相手方は、干拓地の営農に意欲的に取り組み、次に掲げる各号のいずれかの要件を満たしている者とする。

(1) 認定農業者

(2) 新規就農者等

(3) 農地所有適格法人

(4) 農地法第2条3項に規定される農地所有適格法人以外の法人（以下「農地所有適格法人以外の法人」という。）

2 この他の要件は、公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区農地保有合理化促進事業等実施規程（以下「実施規程」という。）を準用するものとする。

(貸付けの条件)

第4条 公益財団法人しまね農業振興公社（以下「公社」という。）は、借り受けを希望する者に別表の条件を付するものとする。

(貸付けの手続き)

第5条 貸付けの手続きは、次のとおりとする。

(1) 借受者は中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書（様式第1号）に必要事項を記入し、当該農地の所在する市へ提出する。

(2) 借受者は土地改良法(昭和24年法律第195号)第43条及び土地改良法施行規則第33条の規定による土地改良区組合員の資格得喪の通知を作成し、公社へ提出する。

(3) その他の手続きは実施規程を準用するものとする。

2 第3条第1項第4号に規定する農地所有適格法人以外の法人への貸付け手続きにあつては、別に定めるものとする。

3 当該農地にパイプハウス等を建設する場合は、第1項第1号に規定する様式第1号の提出に併せ、様式第2号及び様式第3号を添付するものとする。

(農地貸付料)

第6条 公社は、長期貸付により干拓農地を借受た者に対し、当該農地に係る貸付料を請求し、借受者は支払期日までに公社が指定する場所に納付するものとする。

(遅延損害金)

第7条 公社は、借受者が支払期日までに農地貸付料を支払わなかった場合には、延滞金額につき年14.6%の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した損害金を徴収するものとする。

(貸付けの解除)

第8条 公社は、借受者が次に掲げる各号の要件に該当した場合、貸付けを解除することができるものとする。

(1) 稲を作付けしたとき。

(2) 農業用途以外の用途に供したとき。

(3) 農地の形状変更を行ったとき。

ただし、公社の承認を得た場合は除く。

(4) 1年以上作付けを行わないとき。

ただし、連作障害回避のための休閑、ほ場条件の不良による場合は除く。

(5) 農地法第3条第1項に規定する権利設定をしたとき。

(6) 農地貸付料を支払期日までに納付しなかったとき。

2 公社は、前項の規定による貸付けの解除を行おうとするときは、農地法(昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。)第18条第1項の規定に基づき島根県知事の許可を受けるものとする。

3 公社は、貸付の解除を行ったときは、借受者に対し農地を原状に回復した後、返還させるものとする。

(準用)

第9条 この要領に定めのない事項については、実施規程を準用するものとする。

(その他)

第10条 その他必要な事項は、公社理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年1月4日から施行する。

別表

| 貸付の種類 | 長期貸付 |
|------------|--|
| <p>条 件</p> | <p>(1) 貸付期間は10年以内とし、更新することができる。</p> <p>(2) 農地貸付料を10a当たり、2,300円とする。なお、支払期日までに農地貸付料を納付されない場合は、遅延損害金を徴収し、当該農地の貸し付けを取り消すものとする。</p> <p>(3) 当該農地にパイプハウス等を建設する場合は、様式第1号に様式第3号を添付すること。</p> <p>(4) 貸付期間終了時に当該農地を公社に返還する場合は、パイプハウス等の構造物を撤去、整地し、公社の確認後、返還するものとする。</p> <p>(5) 利用目的は畑とし、土地の形状変更をしてはならない。</p> <p>(6) 干拓農地を借受ける者（以下「借受者」という。）は土地改良区の組合員の資格を有し、賦課金の支払い義務を負うものとする。</p> <p>(7) 島根県東部農林水産振興センター農業振興部、安来農業部及び農業協同組合等の指導機関の指導助言を受け入れるとともに、営農連絡協議会等に参加し、周辺農家と協調性のある農業を営むものとする。</p> <p>(8) 農地法第3条第1項に規定する権利設定をしてはならない。</p> <p>(9) 貸付期間終了前に解約を申し出る場合は、農地法第18条の規定に基づく手続きを行うものとする。</p> |

(様式第1号)

令和 年 月 日

(市経由)

中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書

農業委員会会長 様

申出者 住所

[TEL: ()]

氏名 印

[名称及び代表者の氏名]

生年月日 年 月 日

公益財団法人しまね農業振興公社が中海干拓揖屋・安来地区に保有されている農地を入植促進農地貸付事業により借入したいので農業委員会のあっせんを申し上げます。

記

1 借入希望農地

| 区 分 | 事 項 |
|----------------------------|-----------|
| 借 入 希 望 地 区 | 揖 屋 ・ 安 来 |
| 地 目 | 普 通 畑 |
| 借 入 希 望 地 番 | ・ ・ ・ ・ |
| 面 積 (m ² 単 位) | |

2 借入希望期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日の間 年間

3 自己資金積立金融機関名

4 営農計画書、別添のとおり

(別添)

営農計画書

(その1)

| | | | | | | | | | | | |
|------------------------|------------|----------|--------|----------------|-----------|---------|--------|--------|-------------------|----------|----|
| 1. 住所氏名 (名称および代表者名) | 住所 | | | | | | | | | | |
| | 氏名 | ☑ 電話番号 | | | | | | | | | |
| 2. 家族又は構成員 (年雇を含む) | 氏名 | 続柄 | 年齢 | 自家農業に働く日数 | 自家農業以外に働く | | | 農業後継者 | 適要 (病気・就学など) | | |
| | | 経営主 | 才 | 日 | 日数 | 主な仕事 | 所得 | 日 | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | 日 | 日 | | 日 | 臨時雇、季節雇年 間人数 名 | | |
| 3. 現在の農業経営の状況 | (1) 経営面積 | 区分 | 農用地 | | | | | | | 山林原野 (a) | 適要 |
| | | | 水田 (a) | 普通畑 (a) | 樹園地 (a) | 飼料畑 (a) | 竹林 (a) | 小計 (a) | 採草放牧地 (a) | | |
| | | | 自作地 | | | | | | | | |
| | | | 借入地 | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | |
| | (2) 生産物 | 作物名 | | | | | | | | | |
| | | 作付面積(a) | | | | | | | | | |
| | | 総生産量(kg) | | | | | | | | | |
| | | 単価(円) | | | | | | | | | |
| | | 総生産額(円) | | | | | | | | | |
| | | 販売 | 数量(kg) | | | | | | | | |
| | 金額(円) | | | | | | | | | | |
| | (3) 家畜・養蚕 | 種別 | 用途 | 頭羽数(掃立数)その他 | | | 販売額 | | 摘要 | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | (4) 主な農業機械 | 種別 | 型式・能力 | 持込みの可・否 | 所有数量 | | 摘要 | | | | |
| | | | | 可・否 | 個人 | 共有 | | | | | |
| | | | | 可・否 | | | | | | | |
| | | | | 可・否 | | | | | | | |
| | | | | 可・否 | | | | | | | |
| (5) 年間経営収支 | 収入 | | | | 支出 | | | | | | |
| | 農業収入 ① | | 千円 | | 農業支出 ④ | | 千円 | | | | |
| | その他収入 ② | | | | その他支出 ⑤ | | | | | | |
| | 計 (①+②) ③ | | 千円 | | 家計費 ⑥ | | | | | | |
| 経営余剰 (③-⑦) | | | | 計 (④+⑤+⑥) ⑦ 千円 | | | | | | | |
| | | | | 千円 | | | | | | | |

(様式第2号)

令和 年 月 日

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 様

〔借受申込者〕
住所又は所在地
氏名又は名 称

印

借受希望農地に建設予定のパイプハウス等について

私（当社）は、営農計画書に基づき、借り受けを希望している干拓農地内に、パイプハウス等を建設することとしておりますので、下記のとおり届け出ます。

なお、パイプハウス等の建設及び撤去にあたっては、当方の責任により行うものとし、その証として別添誓約書を提出します。

記

1. 農地の地番
2. 農地の面積
3. 建設するパイプハウス等の規模、構造
4. 添付書類
 - (1) 誓約書
 - (2) 計画配置図、計画平面図等

m²

(様式第3号)

誓 約 書

この度、中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書を提出するにあたり、借り受けを希望する農地（以下「当該農地」という。）について下記項目を厳守することを誓約いたします。

当該農地： 市(町) 町(大字) 番地

記

1. 当該農地に設置するパイプハウス等は農地法等の関係法令を遵守し設置します。
2. 当該農地は、賃借期間終了時までパイプハウス等を撤去、整地し、貴公社の確認後、返還します。
3. 当該農地の貸付料は、いかなる場合にも返還を求めません。
4. 当該農地の貸付料は、支払期日までに必ず納付します。又、支払期日を遅延した場合は、貴公社からの遅延損害金請求に基づき支払います。
5. 当該農地の貸付料を滞納した場合において、貴公社から当該農地の返還請求があった場合は速やかに返還します。
6. 当該農地の返還時において、パイプハウス等を撤去、畑面の整地等に必要となる一切の経費は当方が負担するものとします。
7. 当該農地の善良な管理と営農計画の達成に努めます。
8. その他、貴公社が必要と認める場合には、その指示に従います。

令和 年 月 日

〔借受申込者〕

住所又は所在地

氏名又は名称

印

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 様